

(5) 鳥獣被害対策実施隊員の活動中の負傷に伴う補償について

1 経過

- 8月5日 カラス檻内の木片により負傷
8月7日 負傷箇所が腫れ、痛みを伴ったため、柵津診療所受診
柵津診療所では対応できないため、信州上田医療センターへ搬送され緊急手術を行った。
8月16日 右ひざ下切断手術
9月15日 皮膚の移植手術
10月18日 信州上田医療センターから上山田病院（回復リハビリテーション科）へ転院
11月4日 上山田病院退院（自宅療養・通院）

2 非常勤公務災害認定について

- 9月22日 非常勤公務災害認定

3 令和4年度補償額について **総額：4,400,000円（見込み）**(1) 療養補償 **3,900,000円（見込み）**

- ア 柵津診療所 8月分 37,000円
イ 信州上田医療センター 8月から10月分 3,300,000円
ウ 上山田病院 10月以降分 563,000円（見込み）

(2) 休業補償費

鳥獣被害対策実施隊の収入が得ることができない期間につき、補償基礎額（任命権者が市長と協議して定める額）の60/100に相当する金額を支給。令和4年度はR4. 8. 5～R5. 3. 31までの239日分を支給する。

休業補償額 **500,000円（見込み）**

4 令和5年度以降の補償内容

- (1) 令和5年度の休業補償額（R5. 4. 1～R6. 2. 5まで）
(2) 傷病補償年金（R6. 2. 5～治癒まで）
(3) 障害補償（治癒後障害が残った場合）
(4) 福祉事業に係る補助